

指定共同生活援助事業所 管理者 様

横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課長

令和6年度横須賀市グループホーム単独加算について

日頃より本市の障害福祉行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

本年度のグループホーム市単独加算については以下のとおりです。

なお、加算額の変更はありませんが、地域区分が5級地から4級地に変更となり、請求サービスコードが変わりますので、ご注意ください。

1 基本分

横須賀市基準額と国基本単価(月額換算額)との差額を給付します。

ただし、差額をそのまま適用すると大きな減額となってしまうため、神奈川県と同様に激変緩和を考慮した額としています。なお、一時的な体験利用には適用しません。

また、従前から事業を運営している事業所については、令和6年3月末日時点の世話人の配置区分を4月1日以降も引き続き維持する場合は、運営費(基本分)の世話人配置区分を従前のおり適用します。

4月1日以降に世話人等の人員配置を変更した事業所、または、新規指定を受けた事業所については、基本報酬のみを算定している場合は運営費(基本分)6:1、基本報酬に加え人員配置体制加算(I)を算定している場合は運営費(基本分)4:1、基本報酬に加え人員配置体制加算(II)を算定している場合は運営費(基本分)5:1を算定できるものとします。

2 その他の加算

(1) 初期受入支援加算

新規入居者を受け入れた場合に所定の額を加算します。

ただし、入所施設及び精神科病院からの地域生活移行者を受け入れた場合は初期受入支援加算I、それ以外の場合は初期受入支援加算IIを算定します。

なお、算定期間は入居日を含む月から12カ月とし、日割り計算は行わないものとします。

(2) 上限管理事務加算

上限管理を行った場合に所定の額を加算します。

なお、1月の利用者負担が上限月額を超過していない場合及び共同生活援助のみで上限月額を超過した場合でも算定できるものとします。

事務担当 障害福祉課給付係
電話：046-822-9488